

令和3年度 個人市・道民税の申告受付

申告受付会場の開設

申告期限は3月15日までですが、混雑緩和のため、表1のとおり対象町ごとに申告会場を開設します。

この申告または所得税の確定申告を期限内に終えないときは、当初発送の市・道民税の通知に反映されない場合があります。

なお、所得税の確定申告については、5ページ下欄の函館税務署からのお知らせをご覧ください。

※ 申告の判断基準は市HPに掲載のフローチャートをご確認ください。
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/20207150023/>

※ 会場内ではパーテーションの設置やアルコール消毒はもちろんのこと、収入の区分により申告受付コーナーを分けるなどのさまざまな対策を講じるところですが、ご来場の際は、マスクの着用等、新型コロナウイルス感染症予防対策にご協力ください。
 発熱や咳など、体調に不安がある場合は来場をお控えください。

郵送での申告にご協力ください

申告会場は例年大変混雑します。新型コロナウイルス感染症予防対策として、郵送での申告を受け付けています。

令和3年度個人市・道民税の申告書

は、市のHPからダウンロードできるほか、前年度に申告された方に送付していますので、郵送での申告にご協力ください。

提出先

〒040-8666
 函館市東雲町4番13号
 函館市財務部税務室市民税担当 宛
 (市・道民税申告書 在中)

申告時に必要なもの

(1) 印鑑
 (2) 源泉徴収票、営業・不動産収入のある方は収支内訳書

※ 持続化給付金をはじめとする新型コロナウイルス感染症に係る給付金等についても、申告が必要な場合がありますのでご注意ください。

(3) 令和2年中に支払った国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料の支払額のうち、領収書

(4) 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、平成18年末までに締結した長期損害保険料の控除証明書
 (5) 障害者手帳または市が発行する障害者控除対象者認定書

(6) 医療費控除を受ける方は、医療費の領収書と次の4点を記載した明細書
 ① 受診者②病院・ドラッグストア等
 ③ 医療費の区分(内容) または購入した医薬品の名称④支払った金額お

よび補てんされた金額

※ 明細書は事前に作成してください。

※ 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると明細の記入を省略できます。

※ セルフメディケーション税制の適用を申告される方は、健康の保持増進および疾病の予防への一定の取組を行ったことを明らかにする書類が必要となります。

(7) 本人確認書類

マイナンバーの記載にあたり、次の①～②のうちいずれかの方法で申告者の本人確認をします。なお、扶養親族や事業専従者については、本人確認は不要ですが、マイナンバーの記載が必要となります。

① 個人番号カード
 ② 通知カードもしくは個人番号が記載された住民票の写しと運転免許証、公的医療保険の被保険者証、年金手帳等のいずれか一つ

申告などに必要な証明書等について

申請方法等の詳細は、担当課にお問合せください。

高齢者の障害者控除の認定

65歳以上の障害者手帳を持たない方で、認知症または常に寝たきり(6か月以上臥床し、日常生活に支障のある状態)の場合に、所得税・住民税の障害者控除のための認定書を交付します。

担当課 高齢福祉課

☎ 21・3025

要介護認定者のおむつ代の医療費控除確認書

おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、現在介護保険の要介護認定を受け、認定時の主治医意見書から寝たきり等が確認できる方に確認書を発行します。

今回初めて控除を受ける方は、医療機関の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

担当課 介護保険課

☎ 21・3027

令和3年度からの税制改正について

主な改正は次のとおりです。

詳細については市のHPをご覧ください。

(1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替
 (2) 給与所得控除・公的年金等控除の見直し
 (3) 基礎控除の見直し
 (4) 所得金額調整控除の創設
 (5) 未婚のひとり親に対する税制上の措置および所得制限を設けるなどの寡婦(寡夫)控除の見直し

個人市・道民税の申告受付や税制改正に関するお問合せ

▽本庁管内、湯川・亀田・銭亀沢支所管内の方は、税務室市民税担当

☎ 21・3211～3213

▽東部4支所管内の方は、各支所の市民福祉課(戸井☎82・2112、恵山☎85・2335、樞法華☎86・2111、南茅部☎25・6039)

表1 個人市・道民税申告会場一覧 ※公共交通機関での来場にご協力ください。

地域	月日	申告会場	対象町名		地域	月日	申告会場	時間	対象町名	
			9時30分～11時45分	13時～15時30分						
本庁・湯川支所・亀田支所・銭亀沢支所管内	2/2(火)	市役所本庁舎 (8階第1会議室)	入舟、船見、弁天、金堀	弥生、大、末広、元	戸井支所管内	2/8(月)	原木会館	9:30～11:00	原木、新二見	
	2/3(水)		青柳、住吉	谷地頭、宝来、東川		2/9(火)	戸井生涯学習センター	9:30～15:00	瀬田来、弁才、泊、館、浜	
	2/4(木)	市民会館 (展示室)	湯川1、山の手1、広野	湯川2、湯川3		2/10(水)	戸井西部総合センター	9:30～14:00	釜谷	
	2/5(金)		花園	深堀		2/12(金)	小安中央会館	9:30～15:00	小安	
	2/8(月)		湯浜、榎本	日吉1、日吉2		2/15(月)	汐首東会館	9:30～11:00	汐首	
	2/9(火)		山の手2	日吉3、日吉4		恵山支所管内	2/8(月)	尻岸内会館	10:00～15:00	豊浦、大淵
	2/10(水)	銭亀沢支所 (2階会議室)	根崎	高松			2/9(火)	女那川会館	10:00～15:00	中浜、女那川、川上
	2/12(金)		志海苔、瀬戸川、赤坂	中野、石倉、古川			2/10(水)	コミュニティセンター	10:00～15:00	高岱、日ノ浜、古武井
	2/15(月)	市役所本庁舎 (8階第2会議室)	豊川、旭、大手、若松	栄、東雲、松風、千歳、大森			2/12(金)	柏野会館	10:00～15:00	恵山、柏野、御崎
	2/16(火)		新川、上新川、大縄	松川、万代、吉川、北浜、浅野、港1			2/15(月)		10:00～14:00	
	2/17(水)		港2、港3、海岸	追分、亀田、大川、八幡	2/16(火)		日浦会館	10:00～13:00	日浦	
	2/18(木)		田家、中島	白鳥、千代台、堀川	楳法華支所管内	2/15(月)	楳法華総合センター	10:00～15:30	恵山岬、元村、富浦、島泊、新恵山、絵紙山、新八幡	
	2/19(金)	亀田交流プラザ (1階講堂)	富岡1、亀田本	富岡2、富岡3		2/16(火)		10:00～15:30	新浜	
	2/22(月)		本通1、陣川1、亀田中野、水元、亀田大森	陣川2、陣川、神山、東山、赤川		2/17(水)		10:00～15:30	銚子	
	2/24(水)	市民会館 (展示室)	上野	高丘、西旭岡1		南茅部支所管内	2/15(月)	古部会館	10:00～14:00	古部
	2/25(木)		西旭岡2、庵原、東畑、鱒川、寅沢、三森、紅葉山、亀尾、米原、鉄山、蛾眉野	上湯川、駒場	2/16(火)		南かやべ漁協 大船支所	10:00～15:00	大船、双見、岩戸	
	2/26(金)		西旭岡3、滝沢、見晴、鈴蘭丘、旭岡、銅山	山の手3、戸倉	2/17(水)		安浦会館	10:00～15:00	安浦	
	3/1(月)	銭亀沢支所 (2階会議室)	銭亀		2/18(木)		南かやべ漁協 白尻支所	10:00～15:00	白尻、豊崎	
	3/2(火)		新湊、白石	豊原、石崎、鶴野	2/19(金)		尾札部会館	10:00～15:30	尾札部	
	3/3(水)	亀田交流プラザ (1階講堂)	石川、西桔梗	桔梗、桔梗1、桔梗2、桔梗3	2/22(月)		木直会館	10:00～15:30	木直	
3/4(木)	中道1、中道2		美原1、美原2、桔梗4	2/24(水)	川汲会館	10:00～15:30	川汲			
3/5(金)	美原3、昭和1		鍛冶1、美原4							
3/8(月)	美原5、赤川1		昭和2、昭和3、昭和4、鍛冶2							
3/9(火)	神山1、神山2、神山3		本通2、本通3、本通4、東山1							
3/10(水)	東山2、桔梗5		東山3、北美原1、北美原2、北美原3							
3/11(木)	市役所本庁舎 (8階大会議室)	宮前、宇賀浦、的場	時任、本、梁川、柳							
3/12(金)		五稜郭、松陰	日乃出、人見、柏木							
3/15(月)		杉並、乃木、川原	高盛、昭和、亀田港							

※ 原則、指定日にご来場ください。発熱等で指定日に来場できない方は、税務室市民税担当および東部4支所市民福祉課にお問合せください。なお、申告会場へのお問合せはご遠慮ください。

※ 2月2日～3月15日までの期間は、市役所本庁舎2階の税務室窓口での申告受付は行っておりません。

※ 亀田支所管内の会場については、渡島総合振興局から亀田交流プラザ（亀田支所隣）に、湯川支所管内の会場については、函館アリーナから市民会館に変更していますのでご注意ください。

HP

函館税務署からのお知らせ

お問合せ 函館税務署 ☎31-3171

税務署に確定申告会場を開設します

期間 2月16日(火)～3月15日(月)の午前9時～午後4時

※ 土曜・日曜・祝日等は閉庁のため受付なし。

確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

会場内の混雑緩和のため、確定申告会場の入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。

入場整理券の配布方法

○当日会場で配布

入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

○LINEでの事前発行

国税庁のLINE公式アカウントから来場希望日時等を選択し、申込みください。

※ 入場時に申込完了画面を提示してください。

■国税電子申告・納税システム

(e-Tax) をご利用ください

ご自宅から申告できる電子申告

(e-Tax) をご利用ください。



国税庁